

【環境省】

国立環境研究所	事務及び事業の見直し
	<p>【研究開発の重点化・役割分担の明確化】 国立環境研究所として必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。 第2期中期計画の中間年度（20年度）に、進ちよく状況や社会的要請の変化を踏まえ、中核研究プロジェクトを見直す。</p> <p>【環境情報の収集・整理・提供に関する業務】 平成19年度中に、EICネット（Environmental Information & Communication Network）について国立環境研究所としての情報提供業務を廃止する。</p>
	組織の見直し
	<p>【支部・事業所等の見直し】 平成20年度中に東京事務所を廃止する。 平成20年度中に大型実験施設等について、利用状況や成果発信に係る状況を踏まえ、一部廃止を含む見直し計画を策定する。この中で、奥日光フィールド研究ステーションについてはできるだけ早期に廃止する方向で検討する。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【業務運営体制の整備】 平成19年末までに、国に合わせた随意契約の基準額を設定する。 平成20年度中に、民間委託について見直しを行い、車両運転業務及び車両整備業務については民間委託を行う。</p> <p>【自己収入の増大】 競争的な外部研究資金を中心に、国立環境研究所の目的、使命に合致した資金について一層の確保に努めるなどの取組により、自己収入の増大を図る。</p>
環境再生保全機構	事務及び事業の見直し
	<p>【公害健康被害補償業務】 公害健康被害補償業務について、次期中期目標期間から、汚染負荷量賦課金の納付憑、申告書の審査処理事務の一部等について、現在、商工会議所へ委託している徴収業務と合わせて、民間競争入札を導入する。</p> <p>【公害健康被害予防事業】 公害健康被害予防事業について、次期中期目標期間から、定量的な指標による事業実施効果の測定及び把握に努め、客観的データに基づい</p>

た事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容に改善する。平成22年度までの予定で「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査（そらプロジェクト）」が実施されていることを踏まえ、事業の本来の目的に照らした適切な事業実施方法を検討し、平成23年度以降速やかに見直しを行う。

【地球環境基金業務】

地球環境基金業務のうち助成業務について、環境政策上のニーズの高い課題に重点化する。また、助成先の固定化防止の観点から、採択基準を見直す。

地球環境基金業務のうち振興事業について、モデル事業の廃止、研修講座の一部廃止、情報提供事業及び研修講座における競争入札等の導入の拡大により、経費縮減を図る。

地球環境基金業務について、募金獲得活動等による自己収入の増大などにより、運営費交付金に依存しない業務運営に向けた取組について検討し、次期中期目標等において具体的な目標を設定した上で、必要な措置を講ずる。

【最終処分場維持管理積立金管理業務】

最終処分場維持管理積立金について、資金の性質、積立て及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用する。

組織の見直し

【支部・事業所等の見直し】

大阪支部について、業務運営の効率化を図る観点から、次期中期目標期間中に廃止する。

【組織体制の整備】

石綿による健康被害の救済に関する法律附則第6条に規定されている政府の見直しにあわせ、環境再生保全機構においては、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。その際、石綿健康被害救済業務に必要な人員について、石綿健康被害者の迅速な救済の確保を前提にしつつ、既存業務の合理化により確保するなど、組織の肥大化防止に十分配慮するものとする。

運営の効率化及び自律化

【業務運営体制の整備】

債権管理回収業務について、当初の最終約定期限を超えた債権のうち平成25年度までに完済の見込めない債権の回収方法を検討し、サービスの活用等、適切な措置を講ずることにより、回収率の向上及び回収額の増大を目指す。

【保有資産の見直し】

戸塚宿舎について、次期中期目標期間中に売却する。